

意見書

平成19年4月13日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成19年2月26日付け情審通第23号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成19年2月26日付け情審通第23号で公告された接続約款の変更案に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 担保措置を要する条件について【第75条の3】について

【ウィルコム殿意見】

- ・ 接続約款に示された基準にいずれか一つに該当した場合に、機械的に担保措置を求めることは、対象となる接続事業者における債務不履行リスクを十分に考慮したものであると考えます。
- ・ 担保措置を行なう場合は、接続事業者と協議を行い、反証を提出する機会を設けるべきと考えます。
- ・ 協議の結果、債務不履行リスクがないことを接続事業者が示した場合、もしくは該当事由が軽微な場合等が示された場合は、適用除外とすべきと考えます。

【フュージョン・コミュニケーションズ殿意見】

- ・ 上記1)～6)のいずれかに該当すると「債務の履行を担保することを要する」と機械的・画一的に適用され、それを期日までに履行しないと接続停止(第60条)も可能となり、NTT東西殿が一方向的に有利な規定です。この決定までには当事者同士の協議プロセスが存在することを明確にしてください。

【弊社共意見】

- ・ ウィルコム殿及びフュージョン・コミュニケーションズ殿の意見に賛同します。
- ・ 接続約款に示された基準のいずれかに該当した場合に、機械的に担保措置を求めることは適切ではなく、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」にあるとおり、債務の支払いを怠る恐れがあると判断する合理的な根拠を相手事業者へ示した上で、相手事業者との協議プロセスを設けるべきと考えます。
- ・ 第一種指定電気通信事業者による恣意的な運用を排除する意味においても、事業者間で協議することを要する旨の明確化を図ることが重要であると考えます。

2. 双務的条件について【第101条(公表約款)】について

【ウィルコム殿意見】

- ・ 今回の債権保全措置に関する規定整備は片務的な規定となっているため、双務的条件を担保すべきと考えます。

【イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿意見】

- ・ 現行の101条には(双務的条件)の規定があり、「協定事業者は、…(中略)規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。」こととしています。本変更内容についても、双務的条件への追加が必要と考えます。

【弊社共意見】

- ・ ウィルコム殿、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。
- ・ 相互接続において、一般的に双方に債務が存在することを踏まえると、片務的な規定とすることは不適切であるため、第 101 条についてもあわせて変更されるべきと考えます。

以 上